

事 務 連 絡  
平成 23 年 7 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課  
労災保険審理室長

「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」の一部改正について

労災保険に係る訴訟の対応については、平成 22 年 8 月 4 日付け事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」（以下「事務連絡」という。）により指示しているところであるが、事務連絡の記の 3 の（1）のアの「傍聴者の状況」に係る報告の範囲を明確にする観点から、事務連絡の一部を下記のとおり改める。

#### 記

記の 3 の（1）のアの本文の「や傍聴者の状況等」を削除し、アの本文の後に次の文言を加える。

「なお、口頭弁論期日における傍聴者の有無及びおおむねの人数を、併せて報告すること。」